

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（2人の旅客が1個の特別急行列車の寝台を使用する場合の取扱い変更等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
<p>(乗車券類の発売日)</p>	<p>(乗車券類の発売日)</p>
<p>第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。</p>	<p>第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。</p>
<p>(1) 普通乗車券</p>	<p>(1) 普通乗車券</p>
<p>前条第 1 項第 2 号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の 2 日前から発売する。</p>	<p>前条第 1 項第 2 号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の 2 日前から発売する。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。</p>	<p>2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。</p>
<p>(1) 普通乗車券又は普通急行券は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。</p>	<p>(1) 普通乗車券、普通急行券又は<u>自由席特急券（第 57 条第 1 項第 1 号ハの規定により 2 人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗り、1 個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。）</u>は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。</p>
(中略)	(中略)
<p>(急行券の発売)</p>	<p>(急行券の発売)</p>
<p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗り乗る場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>	<p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗り乗る場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>
<p>(1) 特別急行券</p>	<p>(1) 特別急行券</p>
<p>イ 指定席特急券</p>	<p>イ 指定席特急券</p>
<p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗り、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗り乗る場合に、乗り乗る日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p>	<p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗り、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗り乗る場合に、乗り乗る日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p>

現 行	改 正												
<p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(中略)</p>	<p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(中略)</p>												
<p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車<u>又は</u>第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席 (別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。) を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(中略)</p>	<p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車<u>若しくは</u>第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席 (別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。) を使用する場合 <u>又は第 181 条第 1 項ただし書の規定により 2 人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1 個の寝台を使用する場合であって、一方の旅客に寝台を指定しないとき (寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。)</u> に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席<u>又は寝台</u>の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(中略)</p>												
<p>(乗継急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき (以下「乗継条件」という。) は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合 (同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。)</p>	<p>(乗継急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき (以下「乗継条件」という。) は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合 (同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1184 255 1228"></th> <th data-bbox="255 1184 792 1228">急 行 列 車</th> <th data-bbox="792 1184 1072 1228">乗 継 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1228 255 1398" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td data-bbox="255 1228 792 1398">           新幹線の特別急行列車            ○その他の各線区の急行列車 <u>(本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とす</u> </td> <td data-bbox="792 1228 1072 1398">           東海道本線 (新幹線) 中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線 (新幹線) 中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、         </td> </tr> </tbody> </table>		急 行 列 車	乗 継 駅	1	新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 <u>(本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とす</u>	東海道本線 (新幹線) 中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線 (新幹線) 中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 1184 1731 1228"></th> <th data-bbox="1731 1184 2011 1228">急 行 列 車</th> <th data-bbox="2011 1184 2112 1228">乗 継 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 1228 1731 1398"></td> <td data-bbox="1731 1228 2011 1398">           新幹線の特別急行列車            ○その他の各線区の急行列車            ただし、次に掲げる急行列車を除く。         </td> <td data-bbox="2011 1228 2112 1398">           東海道本線 (新幹線) 中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線 (新幹線) 中新神戸・<u>相生</u>間各駅、新青森駅、長         </td> </tr> </tbody> </table>		急 行 列 車	乗 継 駅		新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 ただし、次に掲げる急行列車を除く。	東海道本線 (新幹線) 中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線 (新幹線) 中新神戸・ <u>相生</u> 間各駅、新青森駅、長
	急 行 列 車	乗 継 駅											
1	新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 <u>(本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とす</u>	東海道本線 (新幹線) 中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線 (新幹線) 中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、											
	急 行 列 車	乗 継 駅											
	新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 ただし、次に掲げる急行列車を除く。	東海道本線 (新幹線) 中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線 (新幹線) 中新神戸・ <u>相生</u> 間各駅、新青森駅、長											

現 行		改 正		
	<p><u>る急行列車に限る。)</u> ただし、次に掲げる急行列車を除く。</p> <p><u>(イ)</u> 奥羽本線を経由する急行列車(新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。)</p> <p><u>(ロ)</u> 特別急行列車踊り子号</p> <p><u>(ハ)</u> 特別急行列車サフィール踊り子号</p> <p><u>(ニ)</u> 特別急行列車湘南号</p> <p><u>(ホ)</u> 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号</p>	<p>長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大 阪駅(新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、<u>坂出駅若しくは高松駅(いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</u>、直江津駅(上越妙高駅に直通して運転する急行列車に 乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、又は津幡駅(金沢駅に直通して運転する急行列車に 乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</p>	<p><u>イ</u> 奥羽本線を経由する急行列車(新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。)</p> <p><u>ロ</u> 特別急行列車踊り子号</p> <p><u>ハ</u> 特別急行列車サフィール踊り子号</p> <p><u>ニ</u> 特別急行列車湘南号</p> <p><u>ホ</u> 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号</p>	<p>岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅(新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、直江津駅(上越妙高駅に直通して運転する急行列車に 乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</p> <p>又は津幡駅(金沢駅に直通して運転する急行列車に 乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</p>
<u>ロ</u>	<p><u>特別急行列車サンライズ瀬戸号</u> <u>○四国内の急行列車</u></p>	<p><u>坂出駅又は高松駅</u></p>		
<p>(2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号<u>イ</u>の場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以</p>		<p>(2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号の場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以</p>		

現 行	改 正
<p>外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b に定める列車に乗車する場合及び別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</u></p> <p><u>1 月 16 日から 2 月末日まで</u></p> <p><u>6 月 1 日から同月 30 日まで</u></p> <p><u>9 月 1 日から同月 30 日まで</u></p> <p><u>11 月 1 日から 12 月 20 日まで</u></p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p> <p>1 月 7 日から 2 月末日まで</p> <p>4 月 21 日から同月 26 日まで</p> <p>5 月 7 日から同月 10 日まで</p> <p>6 月 1 日から 7 月 15 日まで</p> <p>9 月 1 日から 10 月 10 日まで</p> <p>11 月 1 日から 12 月 27 日まで</p>	<p>外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の (b) の①及び(ハ)の b に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>別表第 1 号の 3 に掲げる期間内の日であるとき</u></p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに<u>国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）</u>に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p> <p>1 月 7 日から 2 月末日まで</p> <p>4 月 21 日から同月 26 日まで</p> <p>5 月 7 日から同月 10 日まで</p> <p>6 月 1 日から 7 月 15 日まで</p> <p>9 月 1 日から 10 月 10 日まで</p> <p>11 月 1 日から 12 月 27 日まで</p>

現 行	改 正
<p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>3月21日から4月5日まで</u></p> <p><u>4月28日から5月6日まで</u></p> <p><u>7月21日から8月31日まで</u></p> <p><u>12月25日から翌年1月10日まで</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。<u>ただし</u>、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）<u>に限る。</u></p> <p>1月1日から同月6日まで</p> <p>4月27日から5月6日まで</p> <p>8月10日から同月19日まで</p> <p>12月28日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、</p>	<p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p><u>別表第1号の4に掲げる期間内の日であるとき</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p><u>イ ロ以外の場合</u></p> <p><u>別表第1号の5に掲げる期間内の日であるとき</u></p> <p><u>ロ</u> 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>1月1日から同月6日まで</p> <p>4月27日から5月6日まで</p> <p>8月10日から同月19日まで</p> <p>12月28日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、</p>

現 行	改 正
<p>特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。)</p> <p>イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線 (中略)</p> <p>ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間</p> <p><u>ホ 大阪環状線、関西本線中新今宮・天王寺間、阪和線中天王寺・和歌山間、関西空港線及び紀勢本線中和歌山・新宮間</u></p> <p><u>ヘ 奈良線及び関西本線中木津・天王寺間</u></p> <p><u>ト 東海道本線中京都・神戸間、山陽本線中神戸・姫路間、福知山線、播但線、山陰本線中京都・浜坂間及び舞鶴線</u></p> <p><u>チ 七尾線</u></p> <p><u>リ 九州旅客鉄道会社内各線</u> (中略)</p> <p>(7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間</p> <p>(8) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。 (中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p>	<p>特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。)</p> <p>イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線 (中略)</p> <p>ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間</p> <p><u>ホ 九州旅客鉄道会社内各線</u> (中略)</p> <p>(7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間</p> <p><u>(8) 七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間</u></p> <p>(9) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。 (中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p>

現 行	改 正
<p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>イ 指定席特別車両券(A)</p> <p>急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>(イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の<u>3</u>に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(中略)</p> <p>(乗継座席指定券の発売)</p> <p>第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号の<u>表イ及びロの各項</u>に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p>	<p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>イ 指定席特別車両券(A)</p> <p>急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>(イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の<u>6</u>に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(中略)</p> <p>(乗継座席指定券の発売)</p> <p>第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p>

現 行	改 正
<p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 (中略)</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 130 円</p> <p><u>小児 60 円</u></p> <p>(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 160 円</p> <p><u>小児 80 円</u></p> <p>(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 180 円</p> <p><u>小児 90 円</u></p> <p>(中略)</p>	<p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 (中略)</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 130 円</p> <p>(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 160 円</p> <p>(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 180 円</p> <p>(中略)</p>
<p>(大人急行料金)</p>	<p>(大人急行料金)</p>
<p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) 特別急行料金</p>	<p>(1) 特別急行料金</p>
<p>イ 新幹線</p>	<p>イ 新幹線</p>
<p>(イ) 指定席特急料金(特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。)</p>	<p>(イ) 指定席特急料金(特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。)</p>
<p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金</p>	<p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金</p>
<p>別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</p>	<p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u></p> <p>別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。</p> <p><u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用す</u></p>

現 行	改 正
<p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特</p>	<p><u>る指定席特急料金</u></p> <p><u>(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u></p> <p>別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <p><u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p><u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u></p> <p>別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。</p> <p><u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特</p>

現 行	改 正
<p>急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合  aの規定により計算した額とする。  (中略)</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の</p>	<p>急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合  aの規定により計算した額とする。  (中略)</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p><u>① ②以外の指定席特急料金</u></p> <p>全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <p><u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の</p>

現 行	改 正
<p>規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p>	<p>規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、aの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>g 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>aの規定により計算した額とする。</p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p><u>① ②以外の指定席特急料金</u></p> <p>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。</p> <p><u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算</p>

現 行	改 正																																				
<p>した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(イ)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額</u>とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="293 1318 1093 1401"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>50キロ</td> <td>100キロ</td> <td>150キロ</td> <td>200キロ</td> <td>300キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>601キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートル以</td> </tr> </table>	営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ	地帯	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートル以	<p>した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、<u>aの(a)、cの(a)又はgの(c)の①</u>のただし書の規定による低減又は加算<u>及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(イ)のa<u>の(a)、cの(a)又はgの(c)の①</u>のただし書の規定による低減又は加算<u>及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)<u>及び(ニ)</u>以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i、<u>j及びk</u>以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p><u>① ②及び③以外の指定席特急料金</u></p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1290 1318 2089 1401"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>50キロ</td> <td>100キロ</td> <td>150キロ</td> <td>200キロ</td> <td>300キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>601キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートルま</td> <td>メートル以</td> </tr> </table>	営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ	地帯	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートル以
営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ																													
地帯	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートル以																													
営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ																													
地帯	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートルま	メートル以																													

現 行

	で	で	で	で	で	で	で	上
料金	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

1,320円とする。

(中略)

c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する

改 正

	で	で	で	で	で	で	で	上
料金	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号及び特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ	150キロメー	200キロメー
地 帯	トルまで	トルまで
料 金	円	円
	1,560	1,800

(中略)

c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する

現 行

特別急行料金  
(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ	25キロ
地帯	メートルまで
料金	円 1,070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金  
次表に定める料金とする。

営業キロ	25キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 530

d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券

(a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	30キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円	円

改 正

特別急行料金  
(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ	25キロ
地帯	メートルまで
料金	円 1,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金  
次表に定める料金とする。

営業キロ	25キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 530

d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券

(a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	30キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円	円

現 行	改 正						
<table border="1" data-bbox="362 199 685 242"> <tr> <td></td> <td>330</td> <td>660</td> </tr> </table> <p>(b) 同号口の規定により発売する特別急行券</p> <p>① 指定席特急料金</p> <p>860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とする。</u></p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>330円とする。</p> <p>(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。</p> <p>e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、<u>100</u>円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>h 第57条の3第2項第<u>8</u>号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金</p> <p>(中略)</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</p>		330	660	<table border="1" data-bbox="1357 199 1680 242"> <tr> <td></td> <td>330</td> <td>660</td> </tr> </table> <p>(b) 同号口の規定により発売する特別急行券</p> <p>① <u>小田急電鉄株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の指定席特急料金</u></p> <p><u>860円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。</u></p> <p>② <u>①以外の指定席特急料金</u></p> <p><u>(①) (②)以外の指定席特急料金</u></p> <p>860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条<u>同</u>項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とし、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,260円とする。</u></p> <p><u>(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>③ 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>330円とする。</p> <p>(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。</p> <p>e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、<u>130</u>円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>h 第57条の3第2項第<u>9</u>号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金</p> <p>(中略)</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</p>		330	660
	330	660					
	330	660					

現 行

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110

改 正

(a) (b)以外の指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金（第57条の3第4項の規定により発売するものを除く。）

現 行	改 正																
<p>(b) 立席特急料金及び特定特急料金 (a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p>(r) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、<u>同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="347 1361 1093 1401"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>50 キロ</td> <td>100 キロ</td> <td>150 キロ</td> <td>200 キロ</td> <td>300 キロ</td> <td>400 キロ</td> <td>401 キロ</td> </tr> </table>	営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ	<p><u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>(b) 立席特急料金及び特定特急料金 (a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p><u>k 第57条の 3 第 2 項第 8 号の規定により発売する指定席特急券に適用する特別急行料金</u> (a) 指定席特急料金</p> <p><u>① ②以外の指定席特急料金</u> 1,290 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、1,090 円とする。また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,490 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,690 円とする。</p> <p><u>② 第57条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</u></p> <p><u>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>760 円とする。</u></p> <p>(r) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p><u>① ②以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1339 1361 2085 1401"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>50 キロ</td> <td>100 キロ</td> <td>150 キロ</td> <td>200 キロ</td> <td>300 キロ</td> <td>400 キロ</td> <td>401 キロ</td> </tr> </table>	営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ										
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ										

現 行								改 正							
地帯	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートル以 上	地帯	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートル以 上
料金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070	料金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070
<p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>aの(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p><u>c 特定特急料金</u></p> <p><u>1,320円とする。</u></p> <p>(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号</p>								<p><u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、(a)の<u>①</u>の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>aの(a)の<u>①</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p><u>① ②及び③以外の指定席特急料金</u></p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号</p>							

現 行

の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金の200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金の400円を加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルま で	100キロ メートルま で	150キロ メートルま で	200キロ メートルま で	300キロ メートルま で	400キロ メートルま で	401キロ メートル以 上
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売する

改 正

の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金の400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルま で	100キロ メートルま で	150キロ メートルま で	200キロ メートルま で	300キロ メートルま で	400キロ メートルま で	401キロ メートル以 上
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号及び特別急行列車カシオペア号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売する

現 行

ものにあつては、520円とする。

(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ
地帯	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートル以 上
料金	円 1,190	円 1,520	円 1,950	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,060

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

1,320円とする。

b 津幡・和倉温泉間の停車駅相互間(50km以内の区間を除く。)の特別急行券に対する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

1,190円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、990円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、660円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,390円とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

改 正

ものにあつては、520円とする。

現 行

660円とする。

(ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。

営業 キロ 地帯	25キロ メートル で	50キロ メートル で	75キロ メートル で	100キロ メートル で	150キロ メートル で	200キロ メートル で	300キロ メートル で	301キロ メートル 以上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗

改 正

(ニ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業 キロ 地帯	25キロ メートル で	50キロ メートル で	75キロ メートル で	100キロ メートル で	150キロ メートル で	200キロ メートル で	300キロ メートル で	301キロ メートル 以上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車36ぶらす3号の個室、特別急行列車ななつ星 in九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、

現 行

車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25キロメ ートルま で	50キロメ ートルま で	75キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぷらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき

① 指定席特急料金

1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、600円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売す

改 正

乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25キロメ ートルま で	50キロメ ートルま で	75キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車36ぷらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,530円とする。

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売す

現 行	改 正																																								
<p>るものにあつては、800円とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間するとき</p> <p>① 指定席特急料金</p> <p>1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、500円とする。</u></p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>500円とする。</p> <p>ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金</p> <p>(イ) 指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、<u>また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 1142 1093 1404"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在来線 新幹線</th> <th colspan="6">営業キロ地帯 (武雄温泉から)</th> </tr> <tr> <th>25キロメートルまで</th> <th>50キロメートルまで</th> <th>75キロメートルまで</th> <th>100キロメートルまで</th> <th>150キロメートルまで</th> <th>200キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野温泉</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> </tbody> </table>	在来線 新幹線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)						25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	<p>るものにあつては、800円とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間するとき</p> <p>① 指定席特急料金</p> <p><u>(①) (②)以外の指定席特急料金</u></p> <p>1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。</u></p> <p><u>(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>500円とする。</p> <p>ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金</p> <p>(イ) 指定席特急料金</p> <p><u>a b以外の指定席特急料金</u></p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1238 1142 2089 1404"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在来線 新幹線</th> <th colspan="6">営業キロ地帯 (武雄温泉から)</th> </tr> <tr> <th>25キロメートルまで</th> <th>50キロメートルまで</th> <th>75キロメートルまで</th> <th>100キロメートルまで</th> <th>150キロメートルまで</th> <th>200キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野温泉</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> </tbody> </table>	在来線 新幹線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)						25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
在来線 新幹線		営業キロ地帯 (武雄温泉から)																																							
	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで																																			
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																			
在来線 新幹線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)																																								
	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで																																			
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																			

現 行							改 正														
新大村	円	円	円	円	円	円	新大村	円	円	円	円	円	円								
	2,110	2,330	2,560	2,740	3,280	3,640		2,110	2,330	2,560	2,740	3,280	3,640								
諫早	円	円	円	円	円	円	諫早	円	円	円	円	円	円								
	2,110	2,330	2,560	2,740	3,280	3,640		2,110	2,330	2,560	2,740	3,280	3,640								
長崎	円	円	円	円	円	円	長崎	円	円	円	円	円	円								
	2,560	2,780	3,010	3,190	3,730	4,090		2,560	2,780	3,010	3,190	3,730	4,090								
<p>(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金  (イ)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(ハ) 特定特急料金  嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の表に定める料金から880円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)  第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)  イ ロ以外の特別車両料金(A)  (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)  (中略)</p> <p>(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)  a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)  次表に定める料金とする。ただし、<u>日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)</u>は<u>1,600円</u>、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は<u>320円</u>とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>100キロ</td> <td>200キロ</td> <td>201キロ</td> </tr> </table>							営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ	<p><u>b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u>  <u>aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金  (イ)の<u>a</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(ハ) 特定特急料金  嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の<u>a</u>の表に定める料金から880円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)  第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)  イ ロ以外の特別車両料金(A)  (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)  (中略)</p> <p>(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)  a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)  次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は<u>500円</u>とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>100キロ</td> <td>200キロ</td> <td>201キロ</td> </tr> </table>							営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ
営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ																		
営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ																		

現 行				改 正							
地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上				
料金	円	円	円	料金	円	円	円				
	<u>1,050</u>	<u>1,600</u>	<u>2,570</u>		<u>1,300</u>	<u>2,800</u>	<u>4,190</u>				
b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)				b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)							
営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ	営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ				
地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上				
料金	円	円	円	料金	円	円	円				
	<u>1,050</u>	<u>2,100</u>	<u>3,150</u>		<u>1,300</u>	<u>2,800</u>	<u>4,190</u>				
c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)				c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)							
<u>次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は2,720円とする。</u>											
営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ	営業キロ	100キロ	200キロ	201キロ				
地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上				
料金	円	円	円	料金	円	円	円				
	<u>1,680</u>	<u>2,720</u>	<u>3,770</u>		<u>2,080</u>	<u>4,760</u>	<u>6,150</u>				
(中略)				(中略)							
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)				ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)							
(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)				(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)							
営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ	営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円
	3,090	4,600	5,900	7,290	8,590		3,090	4,600	5,900	7,290	8,590
(注) 1人当りの料金とする。				(注) 1人当りの料金とする。							
(中略)				(中略)							
(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)				(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)							
a b及びc以外の個室				a b及びc以外の個室							

現 行

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は 3,200 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は 640 円とする。

営業キロ地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	201 キロ メートル以上
1 室当りの料金 (設備定員 4 人)	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,200</u>	円 <u>5,140</u>

(中略)

(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1 人用個室
料 金	円 137,500

(中略)

d 前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 1 名) ごとに 35,650 円とする。

e 前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 2 名) ごとに 95,740 円とする。

(中略)

(乗継座席指定券に対する座席指定料金)

第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号の表イ及びロの各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対する第139条の2に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80

改 正

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は 1,000 円とする。

営業キロ地帯	100 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	201 キロ メートル以上
1 室当りの料金 (設備定員 4 人)	円 <u>2,600</u>	円 <u>5,600</u>	円 <u>8,380</u>

(中略)

(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1 人用個室
料 金	円 137,500

(中略)

d a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 1 名) ごとに 35,650 円とする。

e c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 2 名) ごとに 95,740 円とする。

(中略)

(乗継座席指定券に対する座席指定料金)

第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対する第139条の2に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅

現 行	改 正																		
<p><u>条の規定を適用する区間(同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限る。)</u> <u>内相互発着となる区間</u>に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。</p> <p>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり 10 円</p> <p><u>(2)</u> 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)とあわせ収受する額</p> <table border="0"> <tr><td>1 箇月</td><td>280 円</td></tr> <tr><td>3 箇月</td><td>790 円</td></tr> <tr><td>6 箇月</td><td>1,420 円</td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指</p>	1 箇月	280 円	3 箇月	790 円	6 箇月	1,420 円	<p>バリアフリー料金を収受する。</p> <p><u>(1) 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間(同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。)</u></p> <p><u>(2) 第 78 条第 2 項第 2 号に定める大阪附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間(同条第 1 項第 5 号から第 10 号及び同条第 2 項の区間にかかるものに限る。)</u></p> <p>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 前項第 1 号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</u></p> <p><u>イ</u> 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり 10 円</p> <p><u>ロ</u> 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)とあわせ収受する額</p> <table border="0"> <tr><td>1 箇月</td><td>280 円</td></tr> <tr><td>3 箇月</td><td>790 円</td></tr> <tr><td>6 箇月</td><td>1,420 円</td></tr> </table> <p><u>(2) 前項第 2 号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</u></p> <p><u>イ</u> 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり 10 円</p> <p><u>ロ</u> 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)とあわせ収受する額</p> <table border="0"> <tr><td><u>1 箇月</u></td><td><u>300 円</u></td></tr> <tr><td><u>3 箇月</u></td><td><u>900 円</u></td></tr> <tr><td><u>6 箇月</u></td><td><u>1,800 円</u></td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指</p>	1 箇月	280 円	3 箇月	790 円	6 箇月	1,420 円	<u>1 箇月</u>	<u>300 円</u>	<u>3 箇月</u>	<u>900 円</u>	<u>6 箇月</u>	<u>1,800 円</u>
1 箇月	280 円																		
3 箇月	790 円																		
6 箇月	1,420 円																		
1 箇月	280 円																		
3 箇月	790 円																		
6 箇月	1,420 円																		
<u>1 箇月</u>	<u>300 円</u>																		
<u>3 箇月</u>	<u>900 円</u>																		
<u>6 箇月</u>	<u>1,800 円</u>																		

現 行	改 正
<p>定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円)。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額(特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額)の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。)。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p>	<p>定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円)。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額(特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額)の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。)。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p>

現 行	改 正																																																																								
<p>(中略)</p> <p>6 前項の規定は、第 58 条第 6 項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して 1 枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p> <p><u>7 大人と小児又は小児と小児が 1 個の寝台を使用するため購入した 2 枚の特別急行券のうちの 1 枚について第 1 項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1 枚につき 220 円とする。</u></p> <p>8 第 64 条の規定によって証明をした指定券について第 1 項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p>	<p>(中略)</p> <p>6 前項の規定は、第 58 条第 6 項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して 1 枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>7 第 64 条の規定によって証明をした指定券について第 1 項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p>																																																																								
<p>(中略)</p> <p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>ロ及びハ以外の駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>70 円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>東京附近の電車特定区間内の各駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>70 円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>大阪附近の電車特定区間内の各駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td><u>130 円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td><u>60 円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 定期入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>ロ及びハ以外の駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td>4,620 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>2,310 円</td> </tr> </table>	イ	ロ及びハ以外の駅			大人	150 円		小児	70 円	ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅			大人	150 円		小児	70 円	ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅			大人	<u>130 円</u>		小児	<u>60 円</u>	イ	ロ及びハ以外の駅			大人	4,620 円		小児	2,310 円	<p>(中略)</p> <p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>ロ及びハ以外の駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>70 円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>東京附近の電車特定区間内の各駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>70 円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>大阪附近の電車特定区間内の各駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td><u>140 円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td><u>70 円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 定期入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>ロ及びハ以外の駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td>4,620 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>2,310 円</td> </tr> </table>	イ	ロ及びハ以外の駅			大人	150 円		小児	70 円	ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅			大人	150 円		小児	70 円	ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅			大人	<u>140 円</u>		小児	<u>70 円</u>	イ	ロ及びハ以外の駅			大人	4,620 円		小児	2,310 円
イ	ロ及びハ以外の駅																																																																								
	大人	150 円																																																																							
	小児	70 円																																																																							
ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅																																																																								
	大人	150 円																																																																							
	小児	70 円																																																																							
ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅																																																																								
	大人	<u>130 円</u>																																																																							
	小児	<u>60 円</u>																																																																							
イ	ロ及びハ以外の駅																																																																								
	大人	4,620 円																																																																							
	小児	2,310 円																																																																							
イ	ロ及びハ以外の駅																																																																								
	大人	150 円																																																																							
	小児	70 円																																																																							
ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅																																																																								
	大人	150 円																																																																							
	小児	70 円																																																																							
ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅																																																																								
	大人	<u>140 円</u>																																																																							
	小児	<u>70 円</u>																																																																							
イ	ロ及びハ以外の駅																																																																								
	大人	4,620 円																																																																							
	小児	2,310 円																																																																							

現 行	改 正
ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 大人 4,280 円 小児 2,140 円 ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,960 円</u> 小児 <u>1,980 円</u> (以下略)	ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 大人 4,280 円 小児 2,140 円 ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>4,260 円</u> 小児 <u>2,130 円</u> (以下略)

別表第1号(第3条)

地方交通線の線名及び区間

線名		区間
あ	吾妻線	渋川・大前
	赤穂線	相生・東岡山
	左沢線	北山形・左沢
(中略)		
り	陸羽西線	新庄・余目
	陸羽東線	小牛田・新庄
る	留萌線	深川・ <u>留萌</u>
わ	和歌山線	王子・和歌山

別表第1号(第3条)

地方交通線の線名及び区間

線名		区間
あ	吾妻線	渋川・大前
	赤穂線	相生・東岡山
	左沢線	北山形・左沢
(中略)		
り	陸羽西線	新庄・余目
	陸羽東線	小牛田・新庄
る	留萌線	深川・ <u>石狩沼田</u>
わ	和歌山線	王子・和歌山

別表第1号の2(第57条)

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
			(中略)
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号

別表第1号の2(第57条)

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
			(中略)
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号

現 行

改 正

ロ 別に定める列車

ロ 別に定める列車

別表第1号の3（第57条の3）

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）

2023年	<u>4月</u>	<u>10日から13日まで、17日から20日まで、24日から27日まで</u>
	<u>5月</u>	<u>8日から11日まで</u>
	<u>6月</u>	<u>1日、5日から8日まで、12日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで</u>
	<u>7月</u>	<u>3日から6日まで、10日から13日まで、18日から20日まで</u>
	<u>8月</u>	<u>28日から31日まで</u>
	<u>9月</u>	<u>4日から7日まで、11日から14日まで、19日から21日まで、25日から28日まで</u>
	<u>10月</u>	<u>2日から5日まで</u>
	<u>11月</u>	ニ
	<u>12月</u>	<u>4日から7日まで、11日から14日まで、18日から21日まで</u>
2024年	<u>1月</u>	<u>9日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29日から31日まで</u>
	<u>2月</u>	<u>1日、5日から8日まで、13日から15日まで、19日から21日まで、26日から末日まで</u>
	<u>3月</u>	ニ

別表第1号の4（第57条の3）

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）

現 行

改 正

<u>2023年</u>	<u>4月</u>	<u>1日、2日</u>	
	<u>5月</u>	＝	
	<u>6月</u>	＝	
	<u>7月</u>	<u>14日から17日まで、28日から30日まで</u>	
	<u>8月</u>	<u>4日から6日まで、9日、12日、14日、15日、19日、20日、25日から27日まで</u>	
	<u>9月</u>	<u>15日から18日まで</u>	
	<u>10月</u>	<u>6日から9日まで、13日から15日まで、20日から22日まで、27日から29日まで</u>	
	<u>11月</u>	<u>2日から5日まで、10日から12日まで、17日から19日まで、22日から26日まで</u>	
	<u>12月</u>	<u>28日、31日</u>	
	<u>2024年</u>	<u>1月</u>	<u>2日、5日</u>
		<u>2月</u>	<u>9日から12日まで</u>
		<u>3月</u>	<u>22日から31日まで</u>

別表第1号の5（第57条の3）

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

<u>2023年</u>	<u>4月</u>	<u>28日から30日まで</u>
	<u>5月</u>	<u>1日から7日まで</u>
	<u>6月</u>	＝
	<u>7月</u>	＝
	<u>8月</u>	<u>10日、11日、13日、16日</u>
	<u>9月</u>	＝
	<u>10月</u>	＝
	<u>11月</u>	＝
	<u>12月</u>	<u>29日、30日</u>

現 行

改 正

別表第1号の3

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

(中略)

別表第2号イの6

東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額

2024年	1月	3日、4日
	2月	＝
	3月	＝

別表第1号の6

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

(中略)

別表第2号イの6

東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額

現 行

改 正

(円)		(円)		(円)		(円)		(円)		(円)	
区 間	運賃	区 間	運賃	区 間	運賃	区 間	運賃	区 間	運賃	区 間	運賃
東 京・西船橋	310	渋 谷・桜木町	480	西大井・久里浜	940	東 京・西船橋	310	渋 谷・桜木町	480	西大井・久里浜	940
上 野・成 田	940	渋 谷・横 浜	400	西大井・衣 笠	820	上 野・成 田	940	渋 谷・横 浜	400	西大井・衣 笠	820
上 野・下総松崎	940	渋 谷・東神奈川	400	西大井・横須賀	820	上 野・下総松崎	940	渋 谷・東神奈川	400	西大井・横須賀	820
上 野・安 食	940	渋 谷・新子安	400	西大井・田 浦	820	上 野・安 食	940	渋 谷・新子安	400	西大井・田 浦	820
上 野・小 林	940	恵比寿・横 浜	400	西大井・逗 子	730	上 野・小 林	940	恵比寿・横 浜	400	西大井・逗 子	730
鶯 谷・成 田	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・横 浜	300	鶯 谷・成 田	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・横 浜	300
鶯 谷・下総松崎	940	目 黒・横 浜	400	西大井・東神奈川	300	鶯 谷・下総松崎	940	目 黒・横 浜	400	西大井・東神奈川	300
鶯 谷・安 食	940	新 橋・久里浜	940	西大井・新子安	300	鶯 谷・安 食	940	新 橋・久里浜	940	西大井・新子安	300
鶯 谷・小 林	940	新 橋・衣 笠	940	武蔵小杉・衣 笠	820	鶯 谷・小 林	940	新 橋・衣 笠	940	武蔵小杉・衣 笠	820
日暮里・成 田	940	新 橋・横須賀	940	横 浜・田 浦	480	日暮里・成 田	940	新 橋・横須賀	940	横 浜・田 浦	480
日暮里・下総松崎	940	新 橋・田 浦	820	横 浜・逗 子	350	日暮里・下総松崎	940	新 橋・田 浦	820	横 浜・逗 子	350
日暮里・安 食	940	新 橋・東逗子	820	横 浜・鎌 倉	350	日暮里・安 食	940	新 橋・東逗子	820	横 浜・鎌 倉	350
三河島・成 田	940	新 橋・逗 子	820	保土ヶ谷・逗 子	350	三河島・成 田	940	新 橋・逗 子	820	保土ヶ谷・逗 子	350
三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940	名古屋・岡 崎	620	三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940	名古屋・岡 崎	620
三河島・安 食	940	浜松町・衣 笠	940	名古屋・西岡崎	620	三河島・安 食	940	浜松町・衣 笠	940	名古屋・西岡崎	620
南千住・成 田	940	浜松町・横須賀	820	名古屋・安 城	480	南千住・成 田	940	浜松町・横須賀	820	名古屋・安 城	480
南千住・下総松崎	940	浜松町・田 浦	820	名古屋・三河安城	480	南千住・下総松崎	940	浜松町・田 浦	820	名古屋・三河安城	480
南千住・安 食	940	浜松町・東逗子	820	名古屋・東刈谷	480	南千住・安 食	940	浜松町・東逗子	820	名古屋・東刈谷	480
北千住・成 田	940	浜松町・逗 子	820	名古屋・野田新町	480	北千住・成 田	940	浜松町・逗 子	820	名古屋・野田新町	480
北千住・下総松崎	940	田 町・久里浜	940	名古屋・尾張一宮	300	北千住・下総松崎	940	田 町・久里浜	940	名古屋・尾張一宮	300
綾 瀬・成 田	940	田 町・衣 笠	940	名古屋・岐 阜	470	綾 瀬・成 田	940	田 町・衣 笠	940	名古屋・岐 阜	470
綾 瀬・下総松崎	940	田 町・横須賀	820	名古屋・桑 名	350	綾 瀬・下総松崎	940	田 町・横須賀	820	名古屋・桑 名	350
亀 有・成 田	940	田 町・田 浦	820	名古屋・朝 日	480	亀 有・成 田	940	田 町・田 浦	820	名古屋・朝 日	480
金 町・成 田	940	田 町・東逗子	820	名古屋・富 田	480	金 町・成 田	940	田 町・東逗子	820	名古屋・富 田	480
新 宿・高 尾	570	田 町・逗 子	820	名古屋・富田浜	480	新 宿・高 尾	570	田 町・逗 子	820	名古屋・富田浜	480
新 宿・西八王子	570	藤輪ゲートウェイ・久里浜	940	名古屋・四日市	480	新 宿・西八王子	570	藤輪ゲートウェイ・久里浜	940	名古屋・四日市	480
新 宿・八王子	490	藤輪ゲートウェイ・横須賀	820	尾頭橋・岡 崎	620	新 宿・八王子	490	藤輪ゲートウェイ・横須賀	820	尾頭橋・岡 崎	620

現 行

改 正

新 宿・豊 田	490	鷺ヶトウエイ・田 浦	820	尾 頭 橋・安 城	480	新 宿・豊 田	490	鷺ヶトウエイ・田 浦	820	尾 頭 橋・安 城	480
新 宿・日 野	490	鷺ヶトウエイ・東 逗 子	820	尾 頭 橋・三河安城	480	新 宿・日 野	490	鷺ヶトウエイ・東 逗 子	820	尾 頭 橋・三河安城	480
新 宿・拝 島	480	品 川・久 里 浜	940	尾 頭 橋・東 刈 谷	480	新 宿・拝 島	480	品 川・久 里 浜	940	尾 頭 橋・東 刈 谷	480
新 宿・昭 島	480	品 川・衣 笠	820	尾 頭 橋・岐 阜	540	新 宿・昭 島	480	品 川・衣 笠	820	尾 頭 橋・岐 阜	540
新 宿・中 神	480	品 川・横 須 賀	820	金 山・岡 崎	620	新 宿・中 神	480	品 川・横 須 賀	820	金 山・岡 崎	620
大 久 保・高 尾	570	品 川・田 浦	820	金 山・安 城	480	大 久 保・高 尾	570	品 川・田 浦	820	金 山・安 城	480
大 久 保・西八王子	570	品 川・東 逗 子	820	金 山・三河安城	480	大 久 保・西八王子	570	品 川・東 逗 子	820	金 山・三河安城	480
大 久 保・八 王 子	490	品 川・逗 子	730	金 山・名 古 屋	170	大 久 保・八 王 子	490	品 川・逗 子	730	金 山・名 古 屋	170
大 久 保・豊 田	490	品 川・横 浜	300	金 山・尾張一宮	370	大 久 保・豊 田	490	品 川・横 浜	300	金 山・尾張一宮	370
大 久 保・拝 島	480	品 川・東神奈川	300	金 山・岐 阜	540	大 久 保・拝 島	480	品 川・東神奈川	300	金 山・岐 阜	540
大 久 保・昭 島	480	品 川・新 子 安	300	熱 田・安 城	480	大 久 保・昭 島	480	品 川・新 子 安	300	熱 田・安 城	480
東 中 野・高 尾	570	大 井 町・久 里 浜	940	枇 杷 島・岐 阜	430	東 中 野・高 尾	570	大 井 町・久 里 浜	940	枇 杷 島・岐 阜	430
東 中 野・西八王子	570	大 井 町・衣 笠	820	八 田・富 田	480	東 中 野・西八王子	570	大 井 町・衣 笠	820	八 田・富 田	480
東 中 野・八 王 子	490	大 井 町・横 須 賀	820	八 田・富 田 浜	480	東 中 野・八 王 子	490	大 井 町・横 須 賀	820	八 田・富 田 浜	480
東 中 野・豊 田	490	大 井 町・田 浦	820	八 田・四 日 市	480	東 中 野・豊 田	490	大 井 町・田 浦	820	八 田・四 日 市	480
東 中 野・拝 島	480	大 井 町・逗 子	730	春 田・富 田 浜	480	東 中 野・拝 島	480	大 井 町・逗 子	730	春 田・富 田 浜	480
中 野・高 尾	570	大 井 町・横 浜	300	春 田・四 日 市	480	中 野・高 尾	570	大 井 町・横 浜	300	春 田・四 日 市	480
中 野・西八王子	570	大 井 町・東神奈川	300	蟹 江・四 日 市	480	中 野・西八王子	570	大 井 町・東神奈川	300	蟹 江・四 日 市	480
中 野・八 王 子	490	大 井 町・新 子 安	300	大 阪・京 都	570	中 野・八 王 子	490	大 井 町・新 子 安	300	大 阪・京 都	570
高 円 寺・高 尾	570	大 森・衣 笠	820	大 阪・西 大 路	570	高 円 寺・高 尾	570	大 森・衣 笠	820	大 阪・西 大 路	570
高 円 寺・八 王 子	490	大 森・横 須 賀	820	大 阪・桂 川	570	高 円 寺・八 王 子	490	大 森・横 須 賀	820	大 阪・桂 川	570
阿 佐 ヶ 谷・高 尾	570	大 森・横 浜	300	大 阪・向 日 町	570	阿 佐 ヶ 谷・高 尾	570	大 森・横 浜	300	大 阪・向 日 町	570
阿 佐 ヶ 谷・八 王 子	490	大 森・東神奈川	300	大 阪・高 槻	260	阿 佐 ヶ 谷・八 王 子	490	大 森・東神奈川	300	大 阪・高 槻	280
渋 谷・吉 祥 寺	220	蒲 田・衣 笠	820	大 阪・摂津富田	260	渋 谷・吉 祥 寺	220	蒲 田・衣 笠	820	大 阪・摂津富田	280

(円)

(円)

(円)

(円)

(円)

(円)

区 間	運賃
大 阪・JR総持寺	260
大 阪・神 戸	410
大 阪・元 町	410

区 間	運賃
茨 木・元 町	720
茨 木・三ノ宮	720
茨 木・灘	720

区 間	運賃
南 田 辺・紀 伊	870
鶴 ヶ 丘・和 歌 山	870
鶴 ヶ 丘・紀伊中ノ島	870

区 間	運賃
大 阪・JR総持寺	270
大 阪・神 戸	450
大 阪・元 町	410

区 間	運賃
茨 木・元 町	720
茨 木・三ノ宮	720
茨 木・灘	720

区 間	運賃
南 田 辺・紀 伊	870
鶴 ヶ 丘・和 歌 山	890
鶴 ヶ 丘・紀伊中ノ島	890

現 行					改 正						
大 阪・三ノ宮	410	茨 木・摩 耶	720	鶴ヶ丘・六十谷	870	大 阪・三ノ宮	410	茨 木・摩 耶	720	鶴ヶ丘・六十谷	870
大 阪・灘	410	茨 木・六甲道	720	長 居・和歌山	870	大 阪・灘	410	茨 木・六甲道	720	長 居・和歌山	870
大 阪・摩 耶	410	摂津富田・神 戸	820	長 居・紀伊中ノ島	870	大 阪・摩 耶	410	摂津富田・神 戸	820	長 居・紀伊中ノ島	870
大 阪・六甲道	410	高 槻・神 戸	820	長 居・六十谷	870	大 阪・六甲道	410	高 槻・神 戸	820	長 居・六十谷	870
大 阪・宝 塚	330	高 槻・元 町	820	我孫子町・和歌山	870	大 阪・宝 塚	330	高 槻・元 町	820	我孫子町・和歌山	870
大 阪・中山寺	330	高 槻・三ノ宮	820	我孫子町・紀伊中ノ島	870	大 阪・中山寺	330	高 槻・三ノ宮	820	我孫子町・紀伊中ノ島	870
北新地・神 戸	<u>410</u>	桂 川・神 戸	1,100	我孫子町・六十谷	870	北新地・神 戸	<u>450</u>	桂 川・神 戸	1,100	我孫子町・六十谷	870
北新地・元 町	410	西大路・神 戸	1,100	杉本町・和歌山	870	北新地・元 町	410	西大路・神 戸	1,100	杉本町・和歌山	870
北新地・三ノ宮	410	西大路・元 町	1,100	杉本町・紀伊中ノ島	870	北新地・三ノ宮	410	西大路・元 町	1,100	杉本町・紀伊中ノ島	870
北新地・灘	410	西大路・三ノ宮	1,100	杉本町・六十谷	870	北新地・灘	410	西大路・三ノ宮	1,100	杉本町・六十谷	870
北新地・摩 耶	410	京 都・神 戸	1,100	浅 香・和歌山	870	北新地・摩 耶	410	京 都・神 戸	1,100	浅 香・和歌山	870
北新地・六甲道	410	京 都・元 町	1,100	浅 香・紀伊中ノ島	870	北新地・六甲道	410	京 都・元 町	1,100	浅 香・紀伊中ノ島	870
北新地・宝 塚	330	京 都・三ノ宮	1,100	堺 市・和歌山	870	北新地・宝 塚	330	京 都・三ノ宮	1,100	堺 市・和歌山	870
北新地・中山寺	330	京 都・灘	1,100	堺 市・紀伊中ノ島	870	北新地・中山寺	330	京 都・灘	1,100	堺 市・紀伊中ノ島	870
新福島・神 戸	<u>410</u>	京 都・摩 耶	1,100	三国ヶ丘・和歌山	870	新福島・神 戸	<u>450</u>	京 都・摩 耶	1,100	三国ヶ丘・和歌山	870
新福島・元 町	410	京 都・城 陽	370	百舌鳥・和歌山	870	新福島・元 町	410	京 都・城 陽	370	百舌鳥・和歌山	870
新福島・三ノ宮	410	京 都・JR小倉	<u>290</u>			新福島・三ノ宮	410	京 都・JR小倉	<u>300</u>		
新福島・灘	410	京 都・新 田	<u>290</u>			新福島・灘	410	京 都・新 田	<u>300</u>		
新福島・摩 耶	410	京 都・奈 良	720			新福島・摩 耶	410	京 都・奈 良	720		
新福島・六甲道	410	東福寺・JR小倉	<u>290</u>			新福島・六甲道	410	東福寺・JR小倉	<u>300</u>		
新福島・宝 塚	330	東福寺・新 田	<u>290</u>			新福島・宝 塚	330	東福寺・新 田	<u>300</u>		
新福島・中山寺	330	東福寺・奈 良	720			新福島・中山寺	330	東福寺・奈 良	720		
海老江・神 戸	<u>410</u>	稲 荷・新 田	<u>290</u>			海老江・神 戸	<u>440</u>	稲 荷・新 田	<u>300</u>		
海老江・元 町	410	塚 本・神 戸	<u>410</u>			海老江・元 町	410	塚 本・神 戸	<u>450</u>		
海老江・三ノ宮	410	塚 本・元 町	410			海老江・三ノ宮	410	塚 本・元 町	410		
海老江・灘	410	塚 本・三ノ宮	410			海老江・灘	410	塚 本・三ノ宮	410		
海老江・摩 耶	410	塚 本・宝 塚	330			海老江・摩 耶	410	塚 本・宝 塚	330		
海老江・宝 塚	330	尼 崎・神 戸	<u>410</u>			海老江・宝 塚	330	尼 崎・神 戸	<u>420</u>		

現 行				改 正			
海老江・中山寺	330	J R難波・奈良	570	海老江・中山寺	330	J R難波・奈良	570
御幣島・神戸	<u>410</u>	J R難波・郡山	570	御幣島・神戸	<u>440</u>	J R難波・郡山	570
御幣島・元町	410	今宮・奈良	570	御幣島・元町	410	今宮・奈良	570
御幣島・三ノ宮	410	新今宮・奈良	570	御幣島・三ノ宮	410	新今宮・奈良	570
御幣島・宝塚	330	東部市場前・奈良	<u>470</u>	御幣島・宝塚	330	東部市場前・奈良	<u>500</u>
加島・神戸	<u>410</u>	東部市場前・郡山	<u>470</u>	加島・神戸	<u>440</u>	東部市場前・郡山	<u>500</u>
加島・元町	410	平野・奈良	<u>470</u>	加島・元町	410	平野・奈良	<u>500</u>
加島・三ノ宮	410	加美・奈良	<u>470</u>	加島・三ノ宮	410	加美・奈良	<u>500</u>
新大阪・京都	570	久宝寺・奈良	<u>470</u>	新大阪・京都	570	久宝寺・奈良	<u>500</u>
新大阪・西大路	570	天王寺・奈良	<u>470</u>	新大阪・西大路	570	天王寺・奈良	<u>500</u>
新大阪・高槻	<u>260</u>	天王寺・郡山	<u>470</u>	新大阪・高槻	<u>270</u>	天王寺・郡山	<u>500</u>
東淀川・京都	570	天王寺・和歌山	<u>870</u>	東淀川・京都	570	天王寺・和歌山	<u>890</u>
東淀川・西大路	570	天王寺・紀伊中ノ島	<u>870</u>	東淀川・西大路	570	天王寺・紀伊中ノ島	<u>890</u>
東淀川・高槻	<u>260</u>	天王寺・六十谷	<u>870</u>	東淀川・高槻	<u>270</u>	天王寺・六十谷	<u>890</u>
吹田・京都	570	天王寺・紀伊	870	吹田・京都	570	天王寺・紀伊	870
吹田・神戸	720	美章園・和歌山	<u>870</u>	吹田・神戸	720	美章園・和歌山	<u>890</u>
岸辺・神戸	720	美章園・紀伊中ノ島	<u>870</u>	岸辺・神戸	720	美章園・紀伊中ノ島	<u>890</u>
岸辺・元町	720	美章園・六十谷	870	岸辺・元町	720	美章園・六十谷	870
岸辺・三ノ宮	720	美章園・紀伊	870	岸辺・三ノ宮	720	美章園・紀伊	870
千里丘・神戸	720	南田辺・和歌山	<u>870</u>	千里丘・神戸	720	南田辺・和歌山	<u>890</u>
千里丘・元町	720	南田辺・紀伊中ノ島	<u>870</u>	千里丘・元町	720	南田辺・紀伊中ノ島	<u>890</u>
千里丘・三ノ宮	720	南田辺・六十谷	870	千里丘・三ノ宮	720	南田辺・六十谷	870
茨木・神戸	720			茨木・神戸	720		

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。  
(中略)

別表第2号ヲの2  
大人通勤定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。  
(中略)

別表第2号ヲの2  
大人通勤定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)

現 行				改 正											
(別表省略)				(別表省略)											
(中略)				(中略)											
別表第2号ヨの2				別表第2号ヨの2											
大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。)				大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。)											
(別表省略)				(別表省略)											
(中略)				(中略)											
別表第2号レ				別表第2号レ											
東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額				東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額											
(円)			(円)			(円)			(円)						
区 間	1箇月	3箇月	6箇月	区 間	1箇月	3箇月	6箇月	区 間	1箇月	3箇月	6箇月	区 間	1箇月	3箇月	6箇月
東 京・西船橋	9,340	26,650	44,870	渋 谷・桜木町	14,360	40,930	68,930	東 京・西船橋	9,340	26,650	44,870	渋 谷・桜木町	14,360	40,930	68,930
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640	渋 谷・横 浜	12,010	34,260	57,700	上 野・成 田	27,530	78,480	134,640	渋 谷・横 浜	12,010	34,260	57,700
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640	渋 谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700	上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640	渋 谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640	渋 谷・新子安	12,010	34,260	57,700	上 野・安 食	27,480	78,320	134,640	渋 谷・新子安	12,010	34,260	57,700
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640	恵比寿・横 浜	12,010	34,260	57,700	上 野・小 林	25,260	71,980	134,640	恵比寿・横 浜	12,010	34,260	57,700
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640	恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700	鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640	恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640	目 黒・横 浜	12,010	34,260	57,700	鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640	目 黒・横 浜	12,010	34,260	57,700
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640	新 橋・久里浜	27,860	79,410	136,240	鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640	新 橋・久里浜	27,860	79,410	136,240
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830	新 橋・衣 笠	27,860	79,410	136,240	鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830	新 橋・衣 笠	27,860	79,410	136,240
日暮里・成 田	27,530	78,480	134,640	新 橋・横須賀	27,860	79,410	136,240	日暮里・成 田	27,530	78,480	134,640	新 橋・横須賀	27,860	79,410	136,240
日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640	新 橋・田 浦	23,300	66,410	118,620	日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640	新 橋・田 浦	23,300	66,410	118,620
日暮里・安 食	26,610	75,850	134,640	新 橋・東逗子	23,300	66,410	118,620	日暮里・安 食	26,610	75,850	134,640	新 橋・東逗子	23,300	66,410	118,620
三河島・成 田	27,530	78,480	134,640	新 橋・逗 子	23,300	66,410	118,620	三河島・成 田	27,530	78,480	134,640	新 橋・逗 子	23,300	66,410	118,620
三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640	浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240	三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640	浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240
三河島・安 食	26,190	74,660	134,640	浜松町・衣 笠	27,860	79,410	136,240	三河島・安 食	26,190	74,660	134,640	浜松町・衣 笠	27,860	79,410	136,240
南千住・成 田	27,530	78,480	134,640	浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620	南千住・成 田	27,530	78,480	134,640	浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

現 行										改 正									
南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640	浜松町・田 浦	23,280	66,330	118,620	南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640	浜松町・田 浦	23,280	66,330	118,620				
南千住・安 食	25,260	71,980	134,640	浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620	南千住・安 食	25,260	71,980	134,640	浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620				
北千住・成 田	27,530	78,480	134,640	浜松町・逗 子	23,280	66,330	118,620	北千住・成 田	27,530	78,480	134,640	浜松町・逗 子	23,280	66,330	118,620				
北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640	田 町・久里浜	27,860	79,410	136,240	北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640	田 町・久里浜	27,860	79,410	136,240				
綾 瀬・成 田	27,480	78,320	134,640	田 町・衣 笠	27,860	79,410	136,240	綾 瀬・成 田	27,480	78,320	134,640	田 町・衣 笠	27,860	79,410	136,240				
綾 瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640	田 町・横須賀	23,280	66,330	118,620	綾 瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640	田 町・横須賀	23,280	66,330	118,620				
亀 有・成 田	26,610	75,850	134,640	田 町・田 浦	23,280	66,330	118,620	亀 有・成 田	26,610	75,850	134,640	田 町・田 浦	23,280	66,330	118,620				
金 町・成 田	25,660	73,110	134,640	田 町・東逗子	23,280	66,330	118,620	金 町・成 田	25,660	73,110	134,640	田 町・東逗子	23,280	66,330	118,620				
新 宿・高 尾	17,030	48,540	81,740	田 町・逗 子	23,280	66,330	118,620	新 宿・高 尾	17,030	48,540	81,740	田 町・逗 子	23,280	66,330	118,620				
新 宿・西八王子	17,030	48,540	81,740	高輪ゲートウェイ・久里浜	27,860	79,410	136,240	新 宿・西八王子	17,030	48,540	81,740	高輪ゲートウェイ・久里浜	27,860	79,410	136,240				
新 宿・八王子	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・横須賀	23,280	66,330	118,620	新 宿・八王子	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・横須賀	23,280	66,330	118,620				
新 宿・豊 田	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・田 浦	23,280	66,330	118,620	新 宿・豊 田	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・田 浦	23,280	66,330	118,620				
新 宿・日 野	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・東逗子	23,280	66,330	118,620	新 宿・日 野	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・東逗子	23,280	66,330	118,620				
新 宿・拝 島	14,360	40,930	68,930	品 川・久里浜	27,860	79,410	136,240	新 宿・拝 島	14,360	40,930	68,930	品 川・久里浜	27,860	79,410	136,240				
新 宿・昭 島	14,360	40,930	68,930	品 川・衣 笠	23,300	66,410	118,620	新 宿・昭 島	14,360	40,930	68,930	品 川・衣 笠	23,300	66,410	118,620				
新 宿・中 神	14,360	40,930	68,930	品 川・横須賀	23,280	66,330	118,620	新 宿・中 神	14,360	40,930	68,930	品 川・横須賀	23,280	66,330	118,620				
大久保・高 尾	17,030	48,540	81,740	品 川・田 浦	23,280	66,330	118,620	大久保・高 尾	17,030	48,540	81,740	品 川・田 浦	23,280	66,330	118,620				
大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740	品 川・東逗子	23,280	66,330	118,620	大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740	品 川・東逗子	23,280	66,330	118,620				
大久保・八王子	14,690	41,870	70,530	品 川・逗 子	21,800	62,120	105,790	大久保・八王子	14,690	41,870	70,530	品 川・逗 子	21,800	62,120	105,790				
大久保・豊 田	14,690	41,870	70,530	品 川・横 浜	8,670	24,740	41,670	大久保・豊 田	14,690	41,870	70,530	品 川・横 浜	8,670	24,740	41,670				
大久保・拝 島	14,360	40,930	68,930	品 川・東神奈川	8,670	24,740	41,670	大久保・拝 島	14,360	40,930	68,930	品 川・東神奈川	8,670	24,740	41,670				
大久保・昭 島	14,360	40,930	68,930	品 川・新子安	8,670	24,740	41,670	大久保・昭 島	14,360	40,930	68,930	品 川・新子安	8,670	24,740	41,670				
東中野・高 尾	17,030	48,540	81,740	大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240	東中野・高 尾	17,030	48,540	81,740	大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240				
東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	大井町・衣 笠	23,300	66,410	118,620	東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	大井町・衣 笠	23,300	66,410	118,620				
東中野・八王子	14,690	41,870	70,530	大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620	東中野・八王子	14,690	41,870	70,530	大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620				
東中野・豊 田	14,690	41,870	70,530	大井町・田 浦	23,280	66,330	118,620	東中野・豊 田	14,690	41,870	70,530	大井町・田 浦	23,280	66,330	118,620				
東中野・拝 島	14,360	40,930	68,930	大井町・逗 子	21,800	62,120	105,790	東中野・拝 島	14,360	40,930	68,930	大井町・逗 子	21,800	62,120	105,790				
中 野・高 尾	17,030	48,540	81,740	大井町・横 浜	8,670	24,740	41,670	中 野・高 尾	17,030	48,540	81,740	大井町・横 浜	8,670	24,740	41,670				

現 行

改 正

中 野・西八王子	17,030	48,540	81,740
中 野・八 王 子	14,690	41,870	70,530
高 円 寺・高 尾	17,030	48,540	81,740
高 円 寺・八 王 子	14,690	41,870	70,530
阿佐ヶ谷・高 尾	17,030	48,540	81,740
阿佐ヶ谷・八 王 子	14,690	41,870	70,530
渋 谷・吉 祥 寺	6,670	19,020	32,060

大 井 町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大 井 町・新 子 安	8,670	24,740	41,670
大 森・衣 笠	23,300	66,410	118,620
大 森・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
大 森・横 浜	8,670	24,740	41,670
大 森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
蒲 田・衣 笠	23,300	66,410	118,620

中 野・西八王子	17,030	48,540	81,740
中 野・八 王 子	14,690	41,870	70,530
高 円 寺・高 尾	17,030	48,540	81,740
高 円 寺・八 王 子	14,690	41,870	70,530
阿佐ヶ谷・高 尾	17,030	48,540	81,740
阿佐ヶ谷・八 王 子	14,690	41,870	70,530
渋 谷・吉 祥 寺	6,670	19,020	32,060

大 井 町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大 井 町・新 子 安	8,670	24,740	41,670
大 森・衣 笠	23,300	66,410	118,620
大 森・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
大 森・横 浜	8,670	24,740	41,670
大 森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
蒲 田・衣 笠	23,300	66,410	118,620

(円)

(円)

(円)

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
西 大 井・久 里 浜	27,860	79,410	136,240
西 大 井・衣 笠	23,300	66,410	118,620
西 大 井・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
西 大 井・田 浦	23,280	66,330	118,620
西 大 井・逗 子	21,800	62,120	105,790
西 大 井・横 浜	8,670	24,740	41,670
西 大 井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
西 大 井・新 子 安	8,670	24,740	41,670
武蔵小杉・衣 笠	23,300	66,410	118,620
横 浜・田 浦	14,360	40,930	68,930
横 浜・逗 子	10,350	29,510	49,680
横 浜・鎌 倉	10,350	29,510	49,680
保土ヶ谷・逗 子	10,350	29,510	49,680
名 古 屋・岡 崎	17,300	49,290	89,710
名 古 屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名 古 屋・安 城	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・三河安城	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・野田新町	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
大 阪・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大 阪・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大 阪・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大 阪・摩 耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大 阪・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>
大 阪・宝 塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
大 阪・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>
北新地・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
北新地・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・摩 耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>
北新地・宝 塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
北新地・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>
新福島・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
新福島・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>
新福島・摩 耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
西 大 井・久 里 浜	27,860	79,410	136,240
西 大 井・衣 笠	23,300	66,410	118,620
西 大 井・横 須 賀	23,280	66,330	118,620
西 大 井・田 浦	23,280	66,330	118,620
西 大 井・逗 子	21,800	62,120	105,790
西 大 井・横 浜	8,670	24,740	41,670
西 大 井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
西 大 井・新 子 安	8,670	24,740	41,670
武蔵小杉・衣 笠	23,300	66,410	118,620
横 浜・田 浦	14,360	40,930	68,930
横 浜・逗 子	10,350	29,510	49,680
横 浜・鎌 倉	10,350	29,510	49,680
保土ヶ谷・逗 子	10,350	29,510	49,680
名 古 屋・岡 崎	17,300	49,290	89,710
名 古 屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名 古 屋・安 城	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・三河安城	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・野田新町	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
大 阪・元 町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
大 阪・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
大 阪・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
大 阪・摩 耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
大 阪・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
大 阪・宝 塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
大 阪・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
北新地・神 戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>69,210</u>
北新地・元 町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
北新地・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
北新地・摩 耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
北新地・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
北新地・宝 塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
北新地・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
新福島・神 戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>69,210</u>
新福島・元 町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
新福島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
新福島・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
新福島・摩 耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>

現 行					改 正										
名古屋・岐 阜	13,620	38,810	67,680	新福島・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>	名古屋・岐 阜	13,620	38,810	67,680	新福島・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
名古屋・桑 名	10,170	28,980	48,790	新福島・宝 塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>	名古屋・桑 名	10,170	28,980	48,790	新福島・宝 塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
名古屋・朝 日	14,430	41,120	69,260	新福島・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>	名古屋・朝 日	14,430	41,120	69,260	新福島・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
名古屋・富 田	14,430	41,120	69,260	海老江・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>	名古屋・富 田	14,430	41,120	69,260	海老江・神 戸	<u>13,450</u>	<u>38,340</u>	<u>69,210</u>
名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260	海老江・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>	名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260	海老江・元 町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260	海老江・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>	名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260	海老江・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
尾頭橋・岡 崎	17,300	49,290	89,710	海老江・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>	尾頭橋・岡 崎	17,300	49,290	89,710	海老江・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
尾頭橋・安 城	14,430	41,120	69,260	海老江・摩 耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>	尾頭橋・安 城	14,430	41,120	69,260	海老江・摩 耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260	海老江・宝 塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>	尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260	海老江・宝 塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	海老江・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>	尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	海老江・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
尾頭橋・岐 阜	15,170	43,210	81,870	御幣島・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>	尾頭橋・岐 阜	15,170	43,210	81,870	御幣島・神 戸	<u>13,450</u>	<u>38,340</u>	<u>68,120</u>
金 山・岡 崎	17,300	49,290	89,710	御幣島・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>	金 山・岡 崎	17,300	49,290	89,710	御幣島・元 町	12,530	35,720	<u>67,900</u>
金 山・安 城	14,430	41,120	69,260	御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>	金 山・安 城	14,430	41,120	69,260	御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
金 山・三河安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・宝 塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>	金 山・三河安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・宝 塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
金 山・名古屋	5,380	15,350	26,750	加 島・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>	金 山・名古屋	5,380	15,350	26,750	加 島・神 戸	<u>13,450</u>	<u>38,340</u>	<u>68,120</u>
金 山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800	加 島・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>	金 山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800	加 島・元 町	12,530	35,720	<u>67,670</u>
金 山・岐 阜	15,170	43,210	81,870	加 島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>	金 山・岐 阜	15,170	43,210	81,870	加 島・三ノ宮	12,530	35,720	<u>66,530</u>
熱 田・安 城	14,430	41,120	69,260	新大阪・京 都	16,840	47,970	<u>80,780</u>	熱 田・安 城	14,430	41,120	69,260	新大阪・京 都	16,840	47,970	<u>81,650</u>
枇杷島・岐 阜	12,790	36,460	61,380	新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780	枇杷島・岐 阜	12,790	36,460	61,380	新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780
八 田・富 田	14,430	41,120	69,260	新大阪・高 槻	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>	八 田・富 田	14,430	41,120	69,260	新大阪・高 槻	<u>8,230</u>	<u>23,460</u>	<u>43,730</u>
八 田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・京 都	16,840	47,970	80,780	八 田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・京 都	16,840	47,970	80,780
八 田・四日市	14,430	41,120	69,260	東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780	八 田・四日市	14,430	41,120	69,260	東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780
春 田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・高 槻	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>	春 田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・高 槻	<u>8,230</u>	<u>23,460</u>	<u>43,730</u>
春 田・四日市	14,430	41,120	69,260	吹 田・京 都	16,840	47,970	80,780	春 田・四日市	14,430	41,120	69,260	吹 田・京 都	16,840	47,970	80,780
蟹 江・四日市	14,430	41,120	69,260	吹 田・神 戸	20,280	57,820	104,540	蟹 江・四日市	14,430	41,120	69,260	吹 田・神 戸	20,280	57,820	104,540
大 阪・京 都	16,840	47,970	<u>80,780</u>	岸 辺・神 戸	21,330	60,810	104,540	大 阪・京 都	16,840	47,970	<u>85,320</u>	岸 辺・神 戸	21,330	60,810	104,540
大 阪・西大路	16,840	47,970	<u>80,780</u>	岸 辺・元 町	20,580	58,700	104,540	大 阪・西大路	16,840	47,970	<u>82,520</u>	岸 辺・元 町	20,580	58,700	104,540
大 阪・桂 川	16,840	47,970	80,780	岸 辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540	大 阪・桂 川	16,840	47,970	80,780	岸 辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540

現 行				改 正											
大 阪・向日町	16,840	47,970	80,780	千里丘・神 戸	21,540	61,380	104,540	大 阪・向日町	16,840	47,970	80,780	千里丘・神 戸	21,540	61,380	104,540
大 阪・高 槻	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>	千里丘・元 町	21,330	60,810	104,540	大 阪・高 槻	<u>8,530</u>	<u>24,320</u>	<u>43,730</u>	千里丘・元 町	21,330	60,810	104,540
大 阪・摂津富田	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>	千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540	大 阪・摂津富田	<u>8,530</u>	<u>24,320</u>	<u>43,730</u>	千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540
大 阪・JR総持寺	<u>7,920</u>	<u>22,580</u>	<u>38,020</u>	茨 木・神 戸	21,540	61,380	<u>104,540</u>	大 阪・JR総持寺	<u>8,230</u>	<u>23,460</u>	<u>43,730</u>	茨 木・神 戸	21,540	61,380	<u>107,850</u>
大 阪・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>					大 阪・神 戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>69,210</u>				
(円)				(円)				(円)				(円)			
区 間	1箇月	3箇月	6箇月	区 間	1箇月	3箇月	6箇月	区 間	1箇月	3箇月	6箇月	区 間	1箇月	3箇月	6箇月
茨 木・元 町	21,540	61,380	<u>104,540</u>	南田辺・紀 伊	23,430	66,740	126,470	茨 木・元 町	21,540	61,380	<u>107,850</u>	南田辺・紀 伊	23,430	66,740	126,470
茨 木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>	茨 木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>
茨 木・灘	20,900	59,550	104,540	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>126,720</u>	茨 木・灘	20,900	59,550	104,540	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>134,640</u>
茨 木・摩 耶	20,580	58,700	104,540	鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	<u>126,720</u>	茨 木・摩 耶	20,580	58,700	104,540	鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	<u>133,710</u>
茨 木・六甲道	20,280	57,820	104,540	長 居・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>	茨 木・六甲道	20,280	57,820	104,540	長 居・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>
摂津富田・神 戸	23,020	65,620	117,220	長 居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	<u>126,720</u>	摂津富田・神 戸	23,020	65,620	117,220	長 居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	<u>134,640</u>
高 槻・神 戸	23,020	65,620	117,220	長 居・六十谷	24,240	69,100	<u>126,720</u>	高 槻・神 戸	23,020	65,620	117,220	長 居・六十谷	24,240	69,100	<u>130,920</u>
高 槻・元 町	23,020	65,620	117,220	我孫子町・和歌山	25,600	72,940	<u>126,720</u>	高 槻・元 町	23,020	65,620	117,220	我孫子町・和歌山	25,600	72,940	<u>134,640</u>
高 槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	<u>126,720</u>	高 槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	<u>134,640</u>
桂 川・神 戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・六十谷	23,860	68,050	<u>126,720</u>	桂 川・神 戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・六十谷	23,860	68,050	<u>128,900</u>
西大路・神 戸	31,580	90,050	158,400	杉本町・和歌山	25,160	71,660	<u>126,720</u>	西大路・神 戸	31,580	90,050	158,400	杉本町・和歌山	25,160	71,660	<u>134,640</u>
西大路・元 町	31,580	90,050	158,400	杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	<u>126,720</u>	西大路・元 町	31,580	90,050	158,400	杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	<u>133,710</u>
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470	西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470
京 都・神 戸	31,580	90,050	158,400	浅 香・和歌山	24,760	70,530	<u>126,720</u>	京 都・神 戸	31,580	90,050	158,400	浅 香・和歌山	24,760	70,530	<u>133,710</u>
京 都・元 町	31,580	90,050	158,400	浅 香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	<u>126,720</u>	京 都・元 町	31,580	90,050	158,400	浅 香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	<u>130,920</u>
京 都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	堺 市・和歌山	24,240	69,100	<u>126,720</u>	京 都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	堺 市・和歌山	24,240	69,100	<u>130,920</u>
京 都・灘	31,580	90,050	158,400	堺 市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	<u>126,720</u>	京 都・灘	31,580	90,050	158,400	堺 市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	<u>128,900</u>
京 都・摩 耶	31,580	90,050	158,400	三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	<u>126,720</u>	京 都・摩 耶	31,580	90,050	158,400	三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	<u>128,900</u>
京 都・城 陽	11,220	31,970	<u>53,850</u>	百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470	京 都・城 陽	11,220	31,970	<u>60,180</u>	百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470
京 都・JR小倉	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>					京 都・JR小倉	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>				
京 都・新 田	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>					京 都・新 田	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>				
京 都・奈 良	20,580	58,690	<u>104,540</u>					京 都・奈 良	20,580	58,690	<u>110,880</u>				

現 行

東 福 寺・J R小倉	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>
東 福 寺・新 田	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>
東 福 寺・奈 良	20,580	58,690	<u>104,540</u>
稲 荷・新 田	<u>8,900</u>	<u>25,390</u>	<u>42,770</u>
塚 本・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
塚 本・元 町	12,530	35,720	<u>60,180</u>
塚 本・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>
塚 本・宝 塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>
尼 崎・神 戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>
J R難波・奈 良	16,840	47,970	<u>80,780</u>
J R難波・郡 山	16,840	47,970	<u>80,780</u>
今 宮・奈 良	16,840	47,970	<u>80,780</u>
新今宮・奈 良	16,840	47,970	<u>80,780</u>
東部市場前・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
東部市場前・郡 山	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
平 野・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
加 美・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
久宝寺・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
天王寺・奈 良	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
天王寺・郡 山	<u>14,520</u>	<u>41,380</u>	<u>69,690</u>
天王寺・和歌山	<u>25,930</u>	<u>73,900</u>	<u>126,720</u>
天王寺・紀伊中ノ島	<u>25,930</u>	<u>73,900</u>	<u>126,720</u>
天王寺・六十谷	25,930	73,900	<u>126,720</u>
天王寺・紀 伊	24,760	70,530	<u>126,720</u>
美章園・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>126,720</u>
美章園・六十谷	25,600	72,940	<u>126,720</u>
美章園・紀 伊	23,860	68,050	<u>126,720</u>

改 正

東 福 寺・J R小倉	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>
東 福 寺・新 田	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>
東 福 寺・奈 良	20,580	58,690	<u>110,880</u>
稲 荷・新 田	<u>9,210</u>	<u>26,250</u>	<u>47,520</u>
塚 本・神 戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>68,120</u>
塚 本・元 町	12,530	35,720	<u>67,670</u>
塚 本・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,560</u>
塚 本・宝 塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
尼 崎・神 戸	<u>12,840</u>	<u>36,600</u>	<u>68,120</u>
J R難波・奈 良	16,840	47,970	<u>90,940</u>
J R難波・郡 山	16,840	47,970	<u>90,940</u>
今 宮・奈 良	16,840	47,970	<u>90,940</u>
新今宮・奈 良	16,840	47,970	<u>90,940</u>
東部市場前・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
東部市場前・郡 山	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
平 野・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
加 美・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
久宝寺・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
天王寺・奈 良	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
天王寺・郡 山	<u>15,450</u>	<u>44,040</u>	<u>80,150</u>
天王寺・和歌山	<u>26,020</u>	<u>74,160</u>	<u>140,510</u>
天王寺・紀伊中ノ島	<u>26,020</u>	<u>74,160</u>	<u>140,510</u>
天王寺・六十谷	25,930	73,900	<u>134,640</u>
天王寺・紀 伊	24,760	70,530	<u>133,710</u>
美章園・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>134,640</u>
美章園・六十谷	25,600	72,940	<u>134,640</u>
美章園・紀 伊	23,860	68,050	<u>128,900</u>

現 行					改 正										
南田辺・和歌山	25,930	73,900	<u>126,720</u>		南田辺・和歌山	25,930	73,900	<u>134,640</u>							
南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>126,720</u>		南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	<u>134,640</u>							
南田辺・六十谷	25,160	71,660	<u>126,720</u>		南田辺・六十谷	25,160	71,660	<u>134,640</u>							
<p>(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>					<p>(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>										
<p>別表第2号ネ 新幹線指定席特急料金</p>					<p>別表第2号ネ 新幹線指定席特急料金</p>										
	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	<u>5,920</u>	<u>5,920</u>	<u>5,920</u>	<u>4,250</u>	<u>2,610</u>	<u>2,500</u>									
西明石	<u>6,450</u>	<u>6,450</u>	<u>6,020</u>	<u>4,350</u>	<u>2,610</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>								
姫路	<u>6,450</u>	<u>6,450</u>	<u>6,450</u>	<u>4,350</u>	<u>3,380</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>							
岡山	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>5,120</u>	<u>4,250</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>						
福山	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>6,990</u>	<u>5,570</u>	<u>4,250</u>	<u>4,140</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>					
広島	<u>7,560</u>	<u>7,560</u>	<u>7,560</u>	<u>5,910</u>	<u>5,020</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>				
徳山	<u>8,210</u>	<u>8,210</u>	<u>8,210</u>	<u>6,450</u>	<u>5,580</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>			
新山口	<u>8,770</u>	<u>8,770</u>	<u>8,210</u>	<u>6,450</u>	<u>5,920</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>		
小倉	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>8,770</u>	<u>6,990</u>	<u>5,920</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>	
博多	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>7,560</u>	<u>6,350</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>
(以下略)					(以下略)										

附則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条、第57条、第57条の2、第57条の3第1項、第58条第3項、第61条の2及び第273条に係る改正並びに第125条中、第57条の3第1項又は第3項に係る改正は令和5年4月1日乗車となるものから施行する。なお、第57条の2第1号口の現行規定は、○印の急行列車

が令和5年4月1日乗車となる場合これを適用しない。